

2019年度保安対策指針の新規項目等について(案)

2019 年 3 月 6 日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
ガ ス 安 全 室

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(以下「保安対策指針」という。)は、L P ガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、L P ガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したL P ガス事故の原因、立入検査の結果等を踏まえ、液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下「L P ガス販売事業者等」という。)が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等について具体策を提示し、自主的な取組を促すものである。

2019 年度においては、以下の諸点を勘案し、L P ガス販売事業者等に適切な対応を求めることとしたい。

1. 2019年度保安対策指針における新規項目

2019年度保安対策指針は、前年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつつ、新たに以下の項目を追加して、L P ガス販売事業者等における取組を要請する。

(1) バルク貯槽等の 20 年検査に向けた体制整備 (下線部は 2019 年度新規)

①～②略

③ バルク供給先において周辺環境に変化が生じ、搬出が困難な場所も見受けられることから、L P ガス販売事業者等は、保安の確保に留意しつつ、その搬出作業については労働災害の発生の防止、社会的に大きな影響を及ぼす重大事故の発生が無いよう、細心の注意を払うこと。

④ バルク貯槽の搬出作業時における安全性を向上させるため、L P ガス販売事業者等は、充てん事業者との連絡を密に取り合いながら、工事日までに計画的な消費調整を行うことにより、バルク貯槽内の残留ガスをできる限り減らすよう努めること。

⑤ L P ガス販売事業者等は、自社の従業員のみならず、20 年検査への対応に関係する工事事業者、運送事業者に対し、L P ガス事故の防止に努めるよう保安教育を積極的に実施し、事故防止の徹底に努めること。

(2) 一般消費者等に起因する事故防止対策 (下線部は 2019 年度新規) (補足参照)

①～④略

⑤消費設備調査の推進

(ア) ～ (カ) 略

(キ) L P ガス販売事業者等は、「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示」において、2017 年の一部改正により使用が禁止された「安全アダプター」、「両端迅速継手付ゴム管」、「両端迅速継手付塩化ビニルホース」

及び「両端ゴム継手付塩化ビニルホース」に関し、できる限り早期の撤去又は法令適合製品への取替えを一般消費者等に周知するとともに、告示における経過措置期間である 2022 年 4 月 1 日までに確実に同製品が使用されることのないよう適切に措置を講ずること。なお、両端迅速継手付ゴム管等は、ガストーブでの使用など、冬季のみに使用されているケースがあることから、消費設備調査等の需要家接点の機会を捉え、一般消費者等に使用の実態を確認することが望ましい。

以上、上記新規項目を踏まえ、2019 年度保安対策指針（案）を別紙のとおり策定する。

2. 保安対策指針の実効性を高める取組（2014 年度より継続）

今後、より一層、保安対策指針の実効性を高め、自主保安活動の取組の促進を図る観点から、以下の点について取り組むこととする。

（1）行政機関による連携等の促進

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査について、LP ガス販売事業者等の所管が行政機関によって異なる場合にあっては、可能な限り関係する行政機関が合同して検査を実施する。なお、立入検査に際しては、必要に応じて供給設備等の現場確認を実施する。

（2）LP ガス販売事業者等の自主保安活動の把握等

LP ガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管の LP ガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

3. 事故撲滅等のための更なる取組

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、2019 年度中に死傷者を伴う LP ガス事故が発生した場合には、事故原因、法令違反の有無等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を講じるなど所要の措置を講ずる。

2017年の告示の一部改正により使用が禁止されたガス器具について

資料 1 - 5
(補足)

- 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年通産省告示第123号）の一部改正により、2022年4月2日以降の、
 - ① 安全アダプター
 - ② 両端迅速継手付ゴム管
 - ③ 両端迅速継手付塩化ビニルホース
 - ④ 両端ゴム継手付塩化ビニルホースの4種の接続器具の使用を禁止した。
- 経過措置期間中の消費設備調査等で、一般消費者等の使用実態を確認し、適切な措置を講じること。

①安全アダプター
(ヒューズ機能付き)



②両端迅速継手付ゴム管



③両端迅速継手付
塩化ビニルホース



④両端ゴム継手付
塩化ビニルホース



①ヒューズガス栓



②③両端迅速継手付
燃焼器用ホース



④ゴム管



適切な接続器具
への交換